

# 令和8年度砥部町新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱

令和8年3月27日  
砥部町告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱（平成30年3月28日健発0328第20号厚生労働省健康局長通知）に基づき、町が特定の年齢に達した者に対して実施するがん検診に関し、必要な事項を定めるものとする。

(がん検診の種類)

第2条 町が実施するがん検診は、子宮頸がん検診及び乳がん検診（以下「がん検診」という。）とする。

(対象者)

第3条 がん検診の対象者は、受診日において、砥部町の住民基本台帳に記載されている者（以下「砥部町民」という。）であって、次の生年月日に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成17（2005）年4月2日～平成18（2006）年4月1日
乳がん検診	昭和60（1985）年4月2日～昭和61（1986）年4月1日

(対象者の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、受診日において砥部町民ではないが、対象年齢の者であって、特別な事情により町が実施するがん検診を受診しようとする者（以下「特例対象者」という。）は、令和8年度がん検診対象者特例認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めたときは、令和8年度がん検診対象者特例認定決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは、令和8年度がん検診対象者特例認定申請却下通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(台帳の整備)

第5条 町長は、令和8年4月20日（以下「基準日」という。）において、対象者を整理するため、がん検診台帳を作成するものとする。

2 特例対象者又は基準日以降の転入により対象者となった者（以下「転入による対象者」という。）については、必要に応じてがん検診台帳に追記するものとする。

(クーポン券の送付)

第6条 町長は、対象者に対して、がん検診無料クーポン券を送付するものとする。

2 特例対象者については、令和8年度がん検診対象者特例認定決定通知書と併せてクーポン券を送付するものとする。

(クーポン券の交付申請)

第7条 転入による対象者が、クーポン券を必要とする場合は、令和8年度がん検診無料クーポン券交付申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出された場合は、速やかにこれを審査し、クーポン券を送付するものとする。

3 町長は、偽りその他不正行為によってがん検診無料クーポン券の使用による受診が判明した場合は、その者から検診費用の実費の支払いを命ずることができる。

(クーポン券の有効期限)

第8条 クーポン券の有効期限は、令和9年2月28日とする。

(クーポン券の再交付)

第9条 対象者及び特例対象者は、交付されたクーポン券を破損し、又は紛失したことによりクーポン券の再発行を必要とする場合は、令和8年度がん検診無料クーポン券再交付申請書(様式第5号)により、町長に申請することができる。

(実施機関等)

第10条 がん検診は、町長が医療機関又は検診を実施できる機関(以下「実施機関」という。)に業務を委託して行うものとする。

(がん検診の実施)

第11条 対象者及び特例対象者は、クーポン券を実施機関に提出し、次項に規定する本人確認を受けた後、がん検診を受診するものとする。

2 実施機関は、対象者及び特例対象者が提出したクーポン券に記載された氏名、住所と、当該対象者の医療保険各法によるマイナンバーカード、運転免許証等に記載された氏名等を照合して、本人確認を行わなければならない。

(がん検診の受診者名簿等)

第12条 実施機関は、がん検診を実施するにあたっては、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に定める検診項目により行い、検診した対象者及び特例対象者をがん検診受診者名簿に記録しなければならない。

2 実施機関は、がん検診を受診した対象者及び特例対象者から提出されたクーポン券に必要事項を記載のうえ、受診者名簿、検診結果を報告する書類及び請求書類を町長に提出しなければならない。

(要精密検査対象者への受診勧奨)

第13条 実施機関は、検診結果が「要精密検査」とされた者に対して文書により精

密検査を受診するよう通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定により実施機関が文書により通知した後も要精密検査対象者が精密検査を受診しない場合は、再度受診勧奨を行うものとする。

(記録の整備)

第14条 町長は、第12条第2項の規定により、実施機関から受診者名簿等が提出された場合は、速やかにがん検診台帳に対象者又は特例対象者が受診したことを記録するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 町長及び実施機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、がん検診の結果の適正な取扱いについて特に留意し、秘密を保持しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、がん検診推進事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

令和8年度がん検診対象者特例認定申請書

砥部町長 様

住 所  
申請者氏名  
電 話 ( )

下記のとおり、がん検診特例対象者として認定していただきますよう申請  
します。

記

生 年 月 日	年 月 日 ( ) 歳
住民基本台帳上の住所	
認定を必要とする理由	

様式第2号（第4条関係）

砥部町指令 砥保第 号  
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度がん検診対象者特例認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあったがん検診の特例対象者の認定については、  
下記のとおり認定したので通知します。

記

がん検診の特例対象者として認定する者の氏名、生年月日及び住所

氏名

生年月日

住所

様式第3号（第4条関係）

砥部町指令 砥保第 号  
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度がん検診対象者特例認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあったがん検診の特例対象者の認定については、  
下記のとおり申請を却下したので通知します。

記

1 がん検診の特例対象者として申請を却下する者の氏名、生年月日及び住所

氏名

生年月日

住所

2 却下の理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

令和8年度がん検診無料クーポン券交付申請書

砥部町長 様

住 所  
申請者氏名  
電 話 ( )

下記のとおり、がん検診無料クーポン券の交付を申請します。

記

生 年 月 日	年 月 日 ( ) 歳
交付を申請する理由	砥部町に転入したため 砥部町に転入した日 年 月 日

——以下担当者(課) 使用欄——

住民基本台帳

本人確認欄

免許証  
マイナンバーカード  
その他

クーポン券

がん検診台帳

上記のチェック項目欄に確認した担当者の印鑑を押印すること。

(注) 本人確認欄については、身分証明書等の種類も記入すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

令和8年度がん検診無料クーポン券再交付申請書

砥部町長 様

住 所  
申請者氏名  
電 話 ( )

下記のとおり、がん検診無料クーポン券の再交付を申請します。

記

生 年 月 日	年 月 日 ( ) 歳
再交付を申請する理由	該当する番号を○で囲んでください。 1 クーポン券を破損したため 2 クーポン券を紛失したため 3 その他 ( )
注意事項 (本人同意事項)	がん検診無料クーポン券を利用して同一年度内に重複受診した場合は、検診費用の実費を支払うことに同意します。

——以下担当者(課) 使用欄——

住民基本台帳

本人確認欄

クーポン券

がん検診台帳

免許証  
マイナンバーカード  
その他

上記のチェック項目欄に確認した担当者の印鑑を押印すること。

(注) 本人確認欄については、身分証明書等の種類も記入すること。